

徳島市3D都市モデルを活用したアイデアソン開催業務 仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、徳島市（以下委託者を指す場合「甲」という。）が委託する「徳島市3D都市モデルを活用したアイデアソン開催業務」（以下「本業務」という。）について、受託者（以下「乙」という。）が遵守しなければならない業務の仕様を定めるものとする。

(業務の目的)

第2条 本業務は、甲が令和5年度に整備した3D都市モデルデータを活用したアイデアソンを開催することにより、自治体はもとより、民間企業等に徳島市の3D都市モデルに目を向けてもらう機会を創出し、3D都市モデルの活用を促進するとともに、本市の目標・課題に即したテーマを設定したアイデアソンの開催により、目標達成・課題解決に資する新たなアイデアを発見し、その実現可能性の検討につなげることを目的とする。

(履行場所)

第3条 本業務の履行場所は、徳島市内とする。

(履行期間)

第4条 本業務の履行期間は、委託契約締結日の翌日から令和7年3月31日までとする。

(法令遵守)

第5条 乙は、本業務を実施するにあたり本仕様書のほか、法令等を誠実に遵守しなければならない。

(業務の進め方)

第6条 乙は、業務開始に先立ち甲と打合せを行い、直ちに業務実施計画（作業内容、作業計画）及び実施工程を検討及び立案しなければならない。その計画を変更しようとするときも同様とする。

- 2 乙は、甲との連絡を密にし、監督員の指示に従わなければならない。乙は各作業工程において、工程の確認を行い、業務の進捗状況を甲へ報告するものとする。ただし、甲が必要と認めたときも、乙に作業の各工程の進捗状況等をその都度報告させることができる。
- 3 乙は、打合せの際は「打合せ記録簿」に記録し、甲乙相互に確認しなければならない。
- 4 乙は、夏期休暇、年末年始休暇及び大型連休における緊急時の連絡責任者を定め、緊急連絡表により、甲に事前に報告しなければならない。

(提出書類)

第7条 乙は、前条第1項前段の打合せ後速やかに以下の書類を甲に提出し、甲の承諾を受けた上で業務に着手しなければならない。各書類の様式は甲の指示によるものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 工程表
- (3) 業務責任者届
- (4) 業務従事者届
- (5) 業務計画書
- (6) その他、甲が必要と認める書類

2 提出した書類の内容を変更する必要があるときは、直ちに変更届を甲に提出し、甲の承諾を得るものとする。

3 乙は、業務完了後速やかに以下の書類を甲に提出し、甲の検査を受けるものとする。

- (1) 業務完了届
- (2) 納品書

4 その他、甲が提出を指示した書類は、指定期日までに提出しなければならない。

(工程管理)

第8条 乙は、あらかじめ提出した工程表及び業務計画書に従い、工程管理を適正に行わなければならない。

2 乙は、業務の計画と実績とに差異が生じた場合は、必要な措置を講じて、業務の円滑な進捗を図らなければならない。

(資料収集・整理)

第9条 乙は、貸与資料及び本業務で必要となる資料を収集し、作業が円滑かつ効率的に進むよう体系的に整理するものとする。

第2章 業務内容

(業務内容)

第10条 乙は、甲が有する3D都市モデルデータを活用したアイデアソニイベントの開催に関する業務を行うものとする。

2 前項の業務は次に掲げる条件を踏まえ、甲乙協議を行い、イベントの開催内容、手法や開催までのスケジュール、当日の運営方法等を企画し、開催するものとする。

- (1) 開催場所は徳島市内とし、イベントはオンラインを加えたハイブリッドで開催する。
ハイブリッド開催は、会場とオンラインにて、オープンな形でハイブリッドでの相互配信ができる環境を用意して実施するものとする。

- (2) 以下の開催場所及び機材等の確保は甲が行い、これらの費用(金15,000円以内)は乙が負担する。これら以外に必要な機材等は乙において確保し、費用を負担する。

ア 開催場所

徳島市応神町古川字戎子野 123-1 四国大学（大学内の教室（最大 100 人程度収容可能）を予定）

イ 機材等

- ・ワイヤレスマイク 3 台及びアンプ・スピーカー（マイク音声はプロジェクタ音声と同時出力可能）
- ・プロジェクタ 3 台及びスクリーン 3 台（HDMI 対応）
- ・電子黒板（プロジェクター体型ボードスタンド） 1 台（HDMI 対応）
- ・インターネット環境（有線、無線ともに使用可能）

- (3) イベントは 1 日（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日）の日程で開催することとし、国土交通省が実施する各種の 3D 都市モデルに関するイベントとの相乗効果を発揮できる日を 10 月頃を目安として甲乙協議して定めることとする。
- (4) イベントの内容は、以下の内容を基本として企画する。
- 午前：3D 都市モデルやテーマ等の概要説明、チームビルディング
午後：チームアイデアソン、審査、表彰
- (5) アイデアソンのテーマは、徳島市総合計画等の目標や課題に即したテーマを設定することとし、これに対するアイデアを出し合う内容となるよう企画する。
- (6) 参加者は全国を対象として、開発者・企業・スタートアップ・学生等を募集する。徳島市内向けには、チラシを配布するためチラシのデザインを行う。
- (7) 参加者との連絡調整及び必要に応じて事前説明を行う。
- (8) 各チームの発表するアイデアを評価する審査員（3 人以内を予定）の調整を行う。
なお、審査員（3 人以内を予定）は甲が市内の大学教授等を手配し、謝金等の支払いは乙が行うことを基本とする。
- (9) 各チームの発表するアイデアに対し表彰を行うものとし、記念品を準備する。
- (10) 各チームの進行をサポートするファシリテーター 1 人、メンター 2 人の手配・調整、謝金等の支払いを行う。
なお、ファシリテーター及びメンターは 3D 都市モデルに関する知見を有し、アイデアソン又はハッカソンのファシリテーター又はメンターの経験を有する者を手配する。
- (11) その他アイデアソンの開催に伴い発生する業務（企画書や運営資料の作成、集客に向けたチラシ・SNS・ウェブサイト等によるイベントの周知、会場設営等のイベント開催準備、参加者への対応、当日の運営、開催後甲が指定するウェブサイトへの掲載等の情報発信等）を行う。
なお、イベントの周知は、幅広い参加者が促せるよう全国に向けてウェブサイト等を活用して情報発信を行うとともに、各所メディアへの広報活動を行う。
- (12) アイデアソンの実施内容の記録（写真や動画）を行う。
- (13) 開催後のウェブサイトでの情報発信では、詳細なレポート記事の掲載を行う。
- (14) 参加者に対しアンケートを行い、第 12 条の業務報告書にとりまとめる。

なお、アンケートの内容は乙が提案し、甲乙協議して定める。

- 3 乙は、国土交通省によるアイデアソン開催に関する支援（企画運営、PR、技術及び審査員等）を受けられるよう協議、調整及び手配を行い、同支援を活用して前項の業務を行うこととする。なお、この支援については甲が申込み済みである。

（結果の取りまとめ）

第11条 乙は、アイデアソンの開催後、参加者が提案したアイデアの内容及び審査員等の講評を取りまとめるものとする。

- 2 取りまとめは、甲がアイデアソンの開催後、アイデア提案者や市内の大学と連携して、アイデアの実現可能性を検討し、3D都市モデルの活用促進や本市の目標達成・課題解決につながる取組みを行うための基礎資料となるよう行うものとする。

第3章 成果品

（成果品）

第12条 乙は、本業務の成果品を次のとおり取りまとめるものとする。なお、用紙、様式、データ形式等については甲と協議して定めるものとする。

- (1) 業務報告書（印刷物及びデータ）

業務報告書は第2章にて実施した業務内容を取りまとめて作成するものとする。

正副2部作成し、電子データは電磁的記録媒体に格納し、納品するものとする。

- (2) 本業務実施に伴い生じた資料、打合せ記録簿、実施内容等（印刷物及びデータ）

印刷物は各1部、電子データは電磁的記録媒体に格納し、納品するものとする。

（成果品の提出）

第13条 乙は作業が完了したとき、または甲が必要なため請求したときは、速やかに成果を整理して甲に提出するものとする。

（成果品の帰属）

第14条 本業務の成果品については、すべて甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なく複製、貸与、流用及び廃棄してはならない。また、乙が成果品に関する著作権等を有する場合においても、甲及び甲指定の者に対してこれを行行使しないものとする。

- 2 成果品のうち、乙又は第三者に帰属する著作物等については、甲は非独占的使用権を有するものとする。

第4章 その他

（議論の内容の活用）

第15条 アイデアソンの開催中における参加者の議論の内容については、甲と市内の大学との連携の一環として、個人情報を除いた上で研究等に活用することがある。乙は、この

ことについて参加者に周知する等適切な措置を行うものとする。

(秘密の保持)

第 16 条 本業務において、乙は業務上知り得た全ての内容について、これを第三者に漏らしてはならない。また、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、個人情報に関する貸与資料について、徳島市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守するものとし、秘密保持について万全の管理を行うものとする。また、業務終了後は、保管している個人情報等をシュレッダー等で破棄し、電子データを消去するものとする。

(再委託)

第 17 条 乙は、業務の全部を再委託してはならない。

2 乙は、業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ、再委託する業務の内容、再委託の理由、再委託先の住所・名称・電話番号、再委託の金額（予定）及び業務管理体制を記載した再委託承諾願を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。

3 甲は、業務の実施にあたって、著しく不相当であると認められる再委託先について、交代を命ずることがある。この場合、乙は直ちに必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第 18 条 乙は、本業務遂行中は安全に留意し、公衆に迷惑の生じないよう配慮するものとする。本業務遂行中に乙又は乙の再委託先が甲及び第三者に損害を与えた場合は、発生原因、経過、被害等の状況を甲に速やかに報告し、乙の責任において処理解決するものとし、これにかかる費用はすべて乙の負担とする。

(不備訂正)

第 19 条 乙は、本業務において不備が生じた場合は直ちに訂正し、また、納品後といえども本仕様書及び法令等に反した作業が行われたと認められた場合、乙の故意又は過失により不適格な成果品が発見された場合には、再度作業を行い訂正するものとし、これにかかる費用はすべて乙の負担とする。

(完了検査)

第 20 条 乙は、第 12 条における成果品について甲の検査を受けなければならない。また、甲は、成果品の検査の結果、本仕様書又は協議にて決定・変更した事項（打合せ記録簿に記載する）等との相違があると認めた場合には、期日を定めて乙に成果品を再提出させることができる。この場合において再提出に要する費用は乙の負担とする。

以 上